平成２６年（フ）第８７号
京都市山科区日ノ岡ホッパラ町36番地５　サンヒルズ日ノ岡101号
債務者　小牧　千夏
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
京都市右京区西院下花田町25番地
債務者　今井　理英
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
京都市南区吉祥院中河原里南町15番地　里南ハイツ１ＦＡ号
債務者　中村　真衣
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
京都府宇治市小倉町寺内28番地の８、前住所滋賀県大津市本堅田２丁目25番１号
債務者　澤田みさ子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２００号
京都府木津川市木津清水87番地　レオパレスブルーメ103号
債務者　粋光こと　三好　荘行
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
京都市伏見区深草西浦町２丁目34番地、住民票上の住所大津市丸の内町９番33号
債務者　浅野　正次
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
京都府宇治市槇島町千足13番地　千足貸家４号、前住所京都府宇治市小倉町寺内74番地の１
債務者　中村　雅美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
京都市西京区上桂北村町209番地　アドリーム上桂205号室、前住所京都市下京区西七条西久保町43番地３
債務者　裏谷　知之
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
京都市南区吉祥院宮ノ東町14番地　グレース安田Ⅱ505号、前住所京都市下京区西七条掛越町27番地　グランドール西大路605号
債務者　吉田　尚義
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
京都市南区吉祥院宮ノ東町14番地　グレース安田Ⅱ505号、前住所京都市下京区西七条掛越町27番地　グランドール西大路605号
債務者　吉田　礼子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
京都市山科区椥辻東潰27番地　サン・ユーⅡ703
債務者　杉本　朗子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
京都市山科区勧修寺堂田13番地１　西野山団地４棟306号
債務者　広瀬真由美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
京都市伏見区下鳥羽広長町204番地サンシュロス303
債務者　中村　真巳（旧姓楠本）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
京都府相楽郡精華町大字柘榴小字垣内23番地
債務者　中川　悦子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
京都市伏見区魚屋町566　ノーブルビレッジ406、住民票上の住所大阪府枚方市招提中町２丁目31番７―102号
債務者　山中　直美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
京都府木津川市木津上戸45番地７　グローバル木津416号
債務者　ネイルサロン＆スクールステージエトワールこと　中谷恵美子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係